

平成21年度

徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針

徳島県教育委員会
徳島市教育委員会
鳴門市教育委員会

平成21年度 徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針

I 全日制の課程

第1 前期選抜

1 実施校

すべての高等学校で実施する。

2 募集割合等

次の(1)～(4)の高等学校ごとの内容については、別に定める。

(1) 募集割合

各高等学校の募集定員に対する募集割合は、学科により、次に示す範囲内とする。

ア 普通科は、募集定員の15～30%とする。

イ 専門学科、総合学科は、募集定員の15～50%とする。(ただし、芸術科については15～100%)

(2) 学校の特徴、志願してほしい生徒像

高等学校ごとに、学校の特徴、志願してほしい生徒像を示す。

(3) 出願要件

学校の特徴、志願してほしい生徒像に基づき、次に示す3項目について、高等学校ごとに出願要件及び募集割合(又は募集人員)を示すものとする。

ア 学科の教育内容における学習活動面を重視する要件

イ 芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権、その他の活動面を重視する要件

ウ 競技力向上スポーツ指定校における指定競技の活動面を重視する要件

(4) 選抜資料

以下に示す選抜資料のうち、必須資料については、すべての高等学校において用いることとし、学校選択資料については、学校・学科の特徴に応じ用いることができる。

ア 必須資料

(ア) 調査書

a 各教科の学習の記録の評定は必ず用いるものとするが、志願してほしい生徒像、出願要件などにより、各教科間の比率を変えることができる。

b 各教科の学習の記録以外の記載事項についても、選抜の資料として活用することができる。

(イ) 「学校指定教科の検査」、 「作文」

a 「学校指定教科の検査」、 「作文」の両方又はいずれか一つを実施する。

b 「学校指定教科の検査」を実施する高等学校は、教科横断的な総合問題による検査、特定教科の検査(2教科まで)のいずれか一つを選択する。

イ 学校選択資料

(ア) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

(イ) 自己表現

教科や特別活動等に関わる分野から、受検生の興味・関心、進路希望、特技などに基づき、自己表現を行い、それを話題に面接を行う。

(ウ) 実技検査

学科の特性に応じ、音楽、美術、書道、技術・家庭等の分野の実技検査を行う。

(エ) 中学校時代の学校内外の活動の記録

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権、その他の活動の記録、各種技能検定の記録等を提出させる。

3 選抜の方法

高等学校長は、必須資料及び学校選択資料による検査の結果を資料とし、各高等学校の志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

4 通学区域

(1) 城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科の通学区域は別表に掲げる3通学区域とする。

なお、学区外からの合格者数は、第1、第2学区は、総募集定員の5%以内、第3学区は、各高等学校ごとに募集定員の5%以内とする。ただし、出願要件ウによる学区外からの合格者については、この制限を適用しない。

(2) 城ノ内高等学校、川島高等学校、専門学科及び総合学科の通学区域は県内全域とする。

第2 後期選抜

1 実施校

すべての高等学校で実施する。

2 出願の制限

前期選抜又は連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に合格した者は出願することはできない。

3 選抜資料

以下に示す選抜資料のうち、必須資料については、すべての高等学校において用いることとし、学校選択資料については、学校・学科の特色に応じ用いることができる。

(1) 必須資料

ア 調査書

(ア) 調査書は学力検査と同等に取り扱う。

(イ) 各教科の学習の記録の評定

学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科を重視する。

(ウ) 各教科の学習の記録以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

イ 学力検査

実施教科は国語(作文を含む)、社会、数学、理科及び英語(リスニングテストを含む)の5教科とする。

ウ 面接

個人面接又は集団面接のいずれかを実施する。

(2) 学校選択資料

ア 実技検査

前期選抜に準ずる。

4 選抜の方法

(1) 高等学校長は、調査書と学力検査の成績に基づき、面接等の結果も資料とし、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 選抜の手順

ア 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定の上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果、調査書の行動の記録も資料とし、総合的に選考する。

イ 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点の相関に留意して、総合的に選考する。その際、調査書の学習の記録以外の記載事項、面接等の結果も考慮する。

5 通学区域

(1) 城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科の通学区域は別表に掲げる3通学区域とする。

なお、学区外からの合格者数は、前期選抜の入学者数とあわせ、第1学区は総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は各高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、出願要件ウによる学区外からの入学者については、この制限を適用しない。

(2) 城ノ内高等学校、川島高等学校、専門学科及び総合学科の通学区域は、県内全域とする。

第3 第2次募集

1 実施校

合格者が募集定員に満たない学科

2 出願の制限

前期選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜又は後期選抜に合格した者は出願することはできない。

3 選抜資料

以下に示す選抜資料のうち、必須資料については、該当するすべての高等学校において用いることとし、学校選択資料については、学校の判断で用いることができる。

(1) 必須資料

ア 調査書

イ 作文

ウ 面接

(2) 学校選択資料

- ア 学校指定教科の検査
- イ 実技検査

4 選抜の方法

高等学校長は、必須資料及び学校選択資料による検査の結果を資料とし、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

5 通学区域

通学区域は県内全域とする。

第4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

徳島県立学校規則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、志望理由書の審査並びに作文及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

II 定時制の課程

1 前期選抜

全日制の課程に準じて実施することができる。なお、通学区域は県内全域とする。

2 後期選抜

全日制の課程に準ずる。なお、通学区域は県内全域とする。

また、平成21年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて、作文を実施することができる。

3 第2次募集

(1) 実施校

合格者が募集定員に満たない学科

(2) 出願の制限、選抜資料、選抜の方法及び通学区域

全日制の課程に準ずる。

III 共通事項

1 募集定員及び選抜日程

別に定める。

2 出願することのできる学校・学科

(1) 前期選抜、後期選抜及び第2次募集のいずれにおいても、志願者は2以上の高等学校に出願することはできない。

(2) 前期選抜の出願要件イ及び出願要件ウ、後期選抜並びに第2次募集において、志望する大学科に、当該選抜を実施する小学科・類が2以上あるときは、その小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

また、2以上の大学科において、当該選抜を実施するときは、その大学科・小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

3 志願変更

後期選抜において、志願者は、出願締切後、志願変更することができる。

4 特別な事情により欠席が多い者及び調査書に評定の記載ができない者に対する配慮

(1) 特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書を提出することができる。

(2) 調査書に評定の記載ができない者については、中学校長は、副申書を提出しなければならない。

5 海外帰国生徒等の選抜

海外帰国生徒等の選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

別表

平成21年度選抜に係る全日制課程における普通科の通学区域

学区	高等学校	区 域
1	小松島, 勝浦, 富岡東, 富岡西, 那賀, 海部	小松島市, 阿南市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 那賀町, 美波町, 牟岐町, 海陽町
2	鳴門, 板野, 阿波, 名西, 阿波西, 穴吹, 脇町, 辻, 池田	鳴門市, 吉野川市, 阿波市, 美馬市, 三好市, 石井町, 神山町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町, つるぎ町, 東みよし町
3	城東, 城南, 城北, 徳島北, 徳島市立	徳島市
	城ノ内, 川島	全県

※重複区域

下表の区域に保護者の住所がある生徒は、右の学区の高等学校に通学することができる。

区 域	通学できる学区
佐那河内村, 松茂町, 北島町, 藍住町, 神山町	第3学区